

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
たるときは、その翌日)

目次

◆選管告示

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿について被登録資格の決定の基準となる日等
参議院鳥取県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示開始の日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

平成元年七月二十三日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定により告示する。

平成元年六月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友松五郎

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成元年七月四日。ただし、年齢については、同年七月二十三日を基準日とする。

二 登録を行う日

平成元年七月四日

三 縦覧に供する期間

平成元年七月五日及び同月六日

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

平成元年七月二十三日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四百四十四条の二第一項のポスター掲示場に同法第四百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を平成元年七月五日と定めたので、同法第四百四十四条の二第五項の規定により告示する。

平成元年六月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友松五郎